

7. 運営委員会

7. 1 活動報告

平成 25 年度

第 1 回「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 25 年 10 月 29 日（水） 13 時 30 分～16 時 30 分
場所 メルパルク京都 会議室 C
議事 1. 運営委員会の構成及び運営委員長を選任について
2. 全体計画と平成 25 年度の調査観測計画・進捗状況について
1) 全体計画の説明
2) 平成 25 年度の調査観測計画と進捗状況
3. その他

第 2 回「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 26 年 3 月 31 日（水） 13 時 30 分～16 時 30 分
場所 メルパルク京都 会議室 6
議事 1. 平成 25 年度の調査進捗状況と平成 26 年度の調査計画について
2. その他

平成 26 年度

第 1 回「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 26 年 9 月 19 日（金） 13 時 30 分～16 時 30 分
場所 京都市大学のまち交流センター 2 階 ホール
議事 1. 平成 26 年度調査観測計画及び進捗について
2. その他

第 2 回「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 27 年 3 月 23 日（月） 13 時 30 分～16 時 30 分
場所 メルパルク京都 6 階 会議場 D

- 議事
1. 平成 26 年度の調査観測報告と平成 27 年度の調査観測計画について
 2. 最終成果とりまとめに向けての意見交換

平成 27 年度

第 1 回「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

- 日時 平成 27 年 9 月 18 日（金） 13 時 30 分～16 時 35 分
場所 京都市大学のまち交流センター 2 階 第 1 会議室
議事
1. 平成 27 年度調査観測計画及び進捗について
 2. 最終成果とりまとめに向けて

第 2 回「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

- 日時 平成 28 年 3 月 30 日（水） 13 時 30 分～17 時 00 分
場所 京都市大学のまち交流センター 2 階 第 1 会議室
議事
1. 平成 25～27 年度の調査観測の成果について
 2. 最終成果全体とりまとめに向けて

「中央構造線断層帯（金剛山地東縁-和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」
運営委員会規則

平成 25 年 7 月 11 日制定

（趣旨）

この規則は、文部科学省委託研究業務「中央構造線断層帯（金剛山地東縁-和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」（以下「本プロジェクト」という。）の研究を効果的に推進するため、「中央構造線断層帯（金剛山地東縁-和泉山脈南縁）における重点的な調査観測」運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第 1 条 委員会は、本プロジェクトに関する重要事項を審議し、関係研究機関（者）間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

（任務）

第 2 条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- （1） 本プロジェクトに関わる研究計画
- （2） 委員会の構成員
- （3） その他、研究推進に関わる事項

（構成）

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から京都大学防災研究所が委嘱する。

- （1） 本プロジェクトに参加する者 若干名
 - （2） 上記以外の有識者 若干名
- 2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第7条 研究の円滑な推進と機能的な連携関係を保つため、京都大学防災研究所内に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、京都大学防災研究所において処理する。

(委員会の期限)

第9条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成25年7月11日から施行する。

2. この規則の施行によって委嘱される最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

7. 2 運営委員会構成員

○ 委員

1. 委託・再委託機関の研究者

国立大学法人京都大学防災研究所	岩田 知孝 (研究代表者)
国立大学法人京都大学大学院理学研究科	竹村 恵二
国立大学法人京都大学原子炉実験所	釜江 克宏
国立大学法人京都大学大学院理学研究科	堤 浩之
国立大学法人京都大学防災研究所	関口 春子
国立大学法人京都大学防災研究所	浅野 公之

2. 有識者

国立大学法人東北大学大学院理学研究科	今泉 俊文 (委員長)
国立大学法人鳥取大学大学院工学研究科	香川 敬生
国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質情報研究部門	水野 清秀
国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門	堀川 晴央

○ オブザーバー

1. (委託元) 文部科学省研究開発局地震・防災研究課
2. (事務局) 国立大学法人京都大学宇治地区事務部研究協力課
3. (関係機関) 気象庁大阪管区气象台
国土地理院測地観測センター、近畿地方測量部
大阪府政策企画部危機管理室防災企画課
奈良県総務部知事公室防災統括室
和歌山県総務部危機管理局防災企画課
和歌山市危機管理局危機管理部総合防災課
4. (研究者、有識者等) 業務参加者、業務協力者等